

中央環境審議会大気環境部会

これまでの自動車排出ガス総合対策小委員会における審議の状況

(1) 経緯

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づく総量削減基本方針により、「平成 22 年度までに、二酸化窒素及び粒子状物質に係る大気環境基準をおおむね達成」することを目標に対策が実施されてきた。総量削減基本方針の目標年次が平成 22 年度であったことから、平成 22 年 7 月 26 日に中央環境審議会に「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」が諮問された。この諮問は大気環境部会へ付議され、自動車排出ガス総合対策小委員会が設置された。

(2) 自動車排出ガス総合対策小委員会でのこれまでの主な審議経過

第 1 回（平成 22 年 9 月）

概要

・自動車排出ガス総合対策の経緯と現状について

NO₂ 及び SPM の大気環境基準をおおむね達成するときの目標は達成されているが、なお基準非達成の局所が残されており、引き続き局地汚染対策の推進が必要との認識が確認された。

第 2 回（平成 22 年 10 月）

概要

・自動車排出ガス総合対策に関するヒアリング

関係自治体から環境基準非達成の局所の状況、大気環境基準達成に向けた取組の実施状況、基本方針の変更に関する要望等に関する説明が行われた。また、事業者における取組（イオングローバル SCM 株式会社及び社団法人東京都トラック協会）について各委員から説明が行われた。

第 3 回（平成 22 年 12 月）

概要

・今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（中間報告案の提示）

中間報告案が示され、委員から出された意見を踏まえた具体的な修文については委員長に一任され、修文した中間報告案によりパブリックコメントを行うことが了承された。

第4回（平成23年1月）

概要

- ・「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（中間報告）」について
中間報告案に寄せられたパブリックコメントの意見の概要とその内容について審議し、審議の結果を踏まえて修文したものを、小委員会の中間報告とすることが了承された。また、この中間報告を踏まえて、総量削減基本方針の見直しを行う旨、了承された。

「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」の変更の閣議決定（平成23年3月）

平成32年度までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保する。ただし、平成27年度までに監視測定局における環境基準を達成するよう最善を尽くす。

一方、法の見直しについては、旧基本方針の目標年度である平成22年度までの環境基準の達成状況及び次期総量削減計画の策定のための将来予測シミュレーションの結果等を踏まえつつ、現行法の規定に検討を加え、講ずるべき必要な措置について引き続き検討することとされた。

第5回（平成24年3月）

概要

- ・平成32年度までに大気環境基準を確保するための大気汚染シミュレーション手法及びその結果について
シミュレーションを行った結果が示され、その結果を踏まえて今後の議論を進めていくとの認識が確認された。

第6回（平成24年9月）

概要

- ・今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申案の提示）
「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」の答申案が示され、委員から出された意見を踏まえた具体的な修文については委員長に一任され、修文した答申案によりパブリックコメントを行うことが了承された（答申案の概要については資料3-2、答申案については参考資料2をそれぞれ参照）。